

安全運転管理者の酒気帯び確認業務に関するQ&A

凡例

「規則」：道路交通法施行規則

【改正された業務の内容】

Q 1 安全運転管理者の業務として改正された点について教えてください。

A 改正点(施行日)は次のとおりです。

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日から)

ア 運転前後の運転者の酒気帯びの有無を目視等により確認すること。

イ 確認した内容を記録し、その記録を1年間保存すること。

(2) アルコール検知器の使用等(令和5年12月1日から)

ア 運転前後の運転者の酒気帯びの有無の確認について、目視等での確認するほか、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。

Q 2 国家公安委員会が定めるアルコール検知器とは、どのような機器をいうのですか。

国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、アルコールの有無、その濃度を警告音、警告灯、数値等を示す機能を有するものです。

特段の性能上の要件は問いませんので、「アルコール検知器」として市販されている機器で構いません。

※ 機器を常時有効に保持する点は、Q 3を参照ください。

Q 3 アルコール検知器を常時有効に保持することと規則で定められていますが、この「常時有効に保持する」について教えてください。

A 規則で定めている「アルコール検知器を常時有効に保持する。」とは、正常に作動して故障がないことです。

このため、安全運転管理者は、使用するアルコール検知器が正常な測定結果を得ることができるように、製作者が定めた取扱説明書に記載された使用期限や回数を厳守するほか、定期的に故障の有無の確認を行い、アルコール検知器のメンテナンスや買い換えを行う必要があります。

Q 4 出張などで使用するアルコール検知器は、個人が購入したアルコール検知器を使用して酒気帯び確認をしても構いませんか。

A 使用するアルコール検知器は、安全運転管理者が製作者の定めた取扱説明書の使用期限や回数を厳守し、正常な測定結果が得られるよう故障の有無を定期的に確認したアルコール検知器でなければいけません。

個人購入したアルコール検知器は、安全運転管理者が製作者の定めた取扱説明書に基づいた適切な使用や定期的に故障の有無を確認するなど、適切な保守管理を行うことが可能であれば、「安全運転管理者が常時有効に保持するアルコール検知器」とみなすことができます。

Q 5 アルコールチェックを行わないとどうなりますか。

A 安全運転管理者が規則に定めるアルコールチェック等を実施していないことが判明し、自動車の安全な運転管理が行われていないと認められるときは、公安委員会から自動車の使用者に対して、安全運転管理者、副安全運転管理者の解任を命ぜられることがあります。

Q 6 規則には、運転者の運転前後に酒気帯びの有無を確認するとあります。

例えば、営業担当が、

午前中に営業のため相手先へ自動車を運転して向かい、正午前に用件が済んだので帰社して休憩。再び、営業のために自動車を運転して相手先へ向かい、夕方に帰社する。

場合には、午前と午後の運転前、正午と夕方の運転後の都度確認しなければならないのですか。

A 規則で定める「運転」とは、一連の業務に関する運転をいいますので、運転を含む業務の開始前や出勤時、業務の終了後や退勤時に行えば構いませんので、必ずしも運転の直前、直後にその都度確認を行う必要はありません。

Q 7 夜中に1人出勤し、業務で車を運転する場合も、運転前に確認しなければならないのですか。

A 夜中であっても、運転開始前に確認しなければなりません。

安全運転管理者が不在時など、安全運転管理者による確認が困難な場合は、副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯びの有無を確認させることは差し支えありません。

Q 8 「目視等で確認」とありますが、具体的な方法を教えてください。

A 「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答する声の調子等で確認することをいいます。

確認は、対面で原則行いますが、出張先で運転する必要がある場合や直行直帰の場合など、対面での確認ができない場合は、

○ スマートフォンを含むカメラやモニター等を使用し、運転者の顔色、応答する声の調子等による確認のほか、運転者に携行させた故障していないことを確認済みのアルコール検知器による測定結果を確認する。

○ 携帯電話、業務無線、その他運転者と対話できる方法によって、運転者の顔色、応答する声の調子等による確認のほか、運転者に携行させた故障していないことを確認済みのアルコール検知器による測定結果を確認するなどの方法を対面による確認に含みます。

Q 9 例えば、同一会社のA支店に勤務する社員が、B支店に出張して運転を開始する場合や終了する場合、B支店の安全運転管理者が確認しても酒気帯びの確認をしたことになりますか。

A A支店の社員は、A支店の安全運転管理者に報告を行わなければなりません。

質問のような場合、B支店の安全運転管理者が立ち会いの下、有効に保持しているアルコール検知器を使用させて測定を行い、測定結果を運転者と電話やその他の直接対話できる方法でA支店の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び運転の確認をしたものとして取り扱っても構いません。

Q10 安全運転管理者の勤務形態、出張、休暇などで不在となる場合がありますが、その時の確認は誰が行えば良いのですか。

A 質問のとおり、三交代制や二交代制など安全運転管理者の勤務形態と異なる場合や安全運転管理者が出張、休暇などで運転前後の確認の時に、安全運転管理者が不在となる場合には、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が酒気帯びの確認を行っても構いません。

このほか、確認対象者が多く、安全運転管理者のみでは確認することが困難な場合も、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者が確認することができます。

Q11 酒気帯びの確認する記録事項を教えてください。

A 記録する項目は、アルコール検知器を使用して酒気帯び確認をする以外は、令和4年4月1日から

- ①確認者名
- ②運転者名
- ③運転の業務に使用する自動車のナンバーなど
- ④確認日時
- ⑤確認の方法

➤ アルコール検知器使用の有無(令和5年12月1日から)

➤ 対面でない場合は具体的方法

- ⑥酒気帯びの有無
- ⑦指示事項
- ⑧その他必要な事項

を記録してください。

なお、様式は規則などで定めていませんので、上記以外の項目を付け加えても構いません。